

本調査は、基本的にホームページでのご回答をお願いしております。本紙は、事前に設問を把握して頂くための参考資料となりますが、インターネット環境のない方は直接記入してFAXして頂くこともできます。

令和4年度 働き方改革における週休二日制、 専門工事業の適正な評価等に関するアンケート調査

(一社)建設産業専門団体連合会

調査の趣旨・目的

この調査は、働き方改革における週休二日制、専門工事業の適正な評価等を検討するための資料を得ることを目的とした調査です。記入された内容については、調査目的以外に用いることはありませんので、ご協力のほど、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

回答方法 (1) 建専連ホームページ内の下記サイトにアクセスしてお答え下さい。

URL <https://www.kensenren.or.jp/hataraki/>

(2) 選択肢のある設問には、該当する選択肢番号を選択して下さい。

記入欄がある設問には、具体的な数値や記述をご記入下さい。

(3) なお「*」がついているのは、「必須」設問です。

(4) 各設問は、原則として令和4年9月30日現在の状態を記入して下さい。

お問い合わせ アンケート調査事務局(働き方改革調査担当)

FAX 03-5259-6381

▶この調査での「直接雇用している技能労働者※」とは、賃金台帳に記載された技能者を指します。

※「技能労働者」は、資格の保有等に関わらず、建設現場において直接的な作業を行う労働者及び、登録基礎技能者を指します(事務系職員は除いてください)。

貴社の概要について

*F1 貴社名(任意)		*F2 所在都道府県	
*F3 所属団体名 (貴社に調査を依頼した建専連会員団体を選択)(番号一つを記入)	→P9 選択肢より記入して下さい「35.その他」を選択した場合は団体名を必ず記入して下さい	*F4 建設業許可 (〇は一つ) (複数の許可をお持ちの場合、年間完成工事高が一番多いものを回答して下さい)	1 国土交通大臣(特定) 2 国土交通大臣(一般) 3 都道府県知事(特定) 4 都道府県知事(一般)
*F5 許可業種 (〇はいくつでも)	1 土木工事業 2 建築工事業 3 大工工事業 4 左官工事業 5 とび・土工工事業 6 石工事業 7 屋根工事業	8 電気工事業 9 管工事業 10 タイル・れんが・ブロック工事業 11 鋼構造物工事業 12 鉄筋工事業 13 ほ装工事業 14 しゅんせつ工事業	15 板金工事業 16 ガラス工事業 17 塗装工事業 18 防水工事業 19 内装仕上工事業 20 機械器具設置工事業 21 熱絶縁工事業 22 電気通信工事業 23 造園工事業 24 さく井工事業 25 建具工事業 26 水道施設工事業 27 消防施設工事業 28 清掃施設工事業 29 解体工事業
*F6 許可業種のうち、最も完工高の大きな業種一つ(番号)を記入		*F7 資本金	円
*F8 社員数※1	人	*F9 総売上高(直近年度)	円
		*F10 完工高(直近年度)	円
*F11 直近年度の公共/民間割合 (〇は一つ)	1 公共工事が主体 (公共が概ね60%以上) 2 民間工事が主体 (民間が概ね60%以上)	3 公共工事・民間工事が半々程度	
*F12 最も多い請負階層※2 (〇は一つ)	1 元請 2 1次下請 3 2次下請 4 3次以下の下請		
*F13 土木・建築の別 (〇は一つ)	1 土木工事主体 2 建築工事主体 3 土木・建築半々程度		
*F14 就業規則の作成状況 (〇は一つ)	1 作成し労働基準監督署に届出済み 2 作成したが労働基準監督署には未届出	3 作成していない	
労災上乗せ保険について			
*F15 労災上乗せ保険の加入状況 (〇は一つ)※3	1 加入している (F16～)	2 加入していない (F20～)	
*F16 労災上乗せ保険における死亡時の1人当たりの補償額 (〇は一つ)	1 1000万円未満 2 1000万円以上2000万円未満 3 2000万円以上3000万円未満 4 3000万円以上4000万円未満	5 4000万円以上5000万円未満 6 5000万円以上 7 わからない、その他	
*F17 有事の際、労災上乗せ保険の補償内容などは充分と考えていますか (〇は一つ)	1 充分 (F18～)	2 充分ではない (F19～)	3 どちらともいえない (F20～)

*F18 充分と考える理由 (○はいくつでも)	1 労災保険では補えない範囲(死亡補償保 険金、後遺障害補償保険金、休業補償保 険金など)について補償されること 2 事業主・下請け業者の補償が充実して いること	3 労災認定を待たずして保険金が支給されること 4 高額賠償への備えとなること 5 保険料は全額損金処理が可能であること 6 経営事項審査に加点されること 7 その他
*F19 充分ではないと 考える理由 (○はいくつでも)	1 他業種に比べて、労災上乗せ保険の支払保険料が高いこと 2 工事ごとの契約になると手続きが煩雑になること 3 民間保険会社の補償内容にそれぞれ若干の違いがあること 4 その他	
建設キャリアアップシステム(CCUS)について		
*F20 建設キャリアアップシ ステム(CCUS)の登録申請状況 【事業者】(○は一つ)	1 登録完了 (F21へ) 2 現在、登録申請中 (F21へ) 3 登録申請していないが検討中 (F22へ)	4 登録申請していないし当面はするつもりはない(F22へ) 5 未定 (F22へ) 6 そもそも CCUS を知らない (F22へ)
*F21 CCUS の 登録申請状況 【直接雇用する技能労働者】 (○は一つ)	1 登録完了 (全員完了) 2 登録完了 (一部) ※申請中含む 3 現在、登録申請中 (誰も登録完了していない)	4 登録申請していない 5 未定、その他 6 直接雇用する技能労働者はいない
*F22 この1年間に貴社が関与 した現場において、CCUSのカー ドリーダー等により入退場を管理 していた現場の割合 (○は一つ)	1 0% 2 20%未満 3 20%以上 40%未満	4 40%以上 60%未満 5 60%以上 80%未満 6 80%以上
一人親方について		
*F23 継続的に従事して いる一人親方の有無 (○は一つ)	1 一人親方がいる。人数も直接雇用している社員より多い 2 一人親方がいる。人数は直接雇用している社員より少ない 3 一人親方がいる。直接雇用している社員と、ほぼ同数である 4 一人親方はいない	

※ 1) 社員には、役員及び雇用者(事務員、技術者、技能者)すべてを含む。また、外国人技能実習生等も含む。パート、アルバイトは含まない。
2) 工事の発注者(施主)から直接工事を請け負う者が元請、元請から工事を請け負う者が1次下請、1次下請から工事を請け負う者が2次下請(以下の階層も同様)。
3) 労災上乗せ保険とは、社員や下請業者が業務中にけがをした際に、労災保険とは別で上乗せとして保険金を支払う保険のこと。

週休二日制や就業環境の整備について

問1 貴社の勤務体制について

*問1-1 貴社が就業規則や社内ルール等で定めている休日設定はどのようになっていますか。(○は一つ)

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 1 4週8休以上(週休2日制、完全土日休み含む) | 6 不定休 |
| 2 4週7休程度 | 7 その他(記述) |
| 3 4週6休程度 | |
| 4 4週5休程度 | |
| 5 日曜のみ | |

*問1-2 貴社で働いている社員の休日取得状況は、実際にどの程度ですか。一般的・平均的な技能労働者の直近1年間を通じての場合で回答して下さい。(○は一つ)

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 1 4週8休以上(週休2日制、完全土日休み含む) | 6 不定休 |
| 2 4週7休程度 | 7 その他(記述) |
| 3 4週6休程度 | |
| 4 4週5休程度 | |
| 5 日曜のみ | |

*問1-3 貴社における休日出勤(年間)の状況はどのようになっていますか。(○は一つ)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 4日以下 | 4 15日～19日 |
| 2 5日～9日 | 5 20日以上 |
| 3 10日～14日 | |

*問1-4 貴社では計画的に休日を取得できるようにしていますか。(○は一つ)

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 取得できるようにしている | 4 その他(記述) |
| 2 一部取得できるようにしている | |
| 3 まったく取得できていない | |

*問1-5 平成31年(2019年)4月から年次有給休暇の取得義務化(毎年5日間、年次有給休暇を確実に取得させることが必要)が施行されましたが、その遵守は貴社にとって負担(資金面や人員面など)となっていますか。(○は一つ)

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1 大いに負担になっている | 3 負担にはなっていない |
| 2 多少は負担になっている | 4 どちらともいえない。分からない |

(問1-1で「2 4週7休程度」「3 4週6休程度」「4 4週5休程度」「5 日曜のみ」「6 不定休」「7 その他」を選択した方のみ回答)

***問 1-6 貴社が週休2日制を導入できない(していない)理由は何ですか。(〇はいくつでも)**

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 適切な工期が確保できないため | 7 特別な理由はない |
| 2 残業が増えるため | 8 人手不足のため |
| 3 休日の増加により企業のコストが増すため | 9 その他(記述) |
| 4 日給の労働者の収入が減少するため | |
| 5 作業員等が土日の作業を望んでいるため | |
| 6 元請企業が休ませてくれないため | |

***問 1-7 貴社において週休2日制の定着に必要な条件、または実現できた条件は何ですか。(〇はいくつでも)**

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 経営者が先頭に立って定着を推進 | 7 十分な人手の確保 |
| 2 適正な工期 | 8 その他(記述) |
| 3 労務単価のアップ | |
| 4 受注量の平準化 | |
| 5 日給月給制の見直し | |
| 6 発注者等の指導徹底 | |

問 1-8 週休2日制に関して意見や感想があればご記入下さい。また、社員が休暇取得に対して持っている要望等があれば合わせてお教え下さい。

***問 1-9 貴社における昨年度の年間休日日数をご記入下さい。**

[日] = 週休日(土・日) + 国民の祝日 + 年末年始休暇 + 夏季休暇 + その他(創立記念日等)

※就業規則等で年間休日数を定めている場合はその日数を記入して下さい。

※年次有給休暇などの臨時休業日数は含みません。

■ 令和6年(2024年)から適用される時間外労働の上限規制等についてお尋ねします。

***問 1-10 貴社は、時間外・休日労働に関する協定(36協定)を締結し、協定届を労働基準監督署に提出していますか。(〇は一つ)**

- | | |
|---------------------|---------------|
| 1 提出している | 3 締結も提出もしていない |
| 2 締結はしているが、提出はしていない | 4 36協定を知らない |

***問 1-11 貴社は、法定時間外労働に対する割増賃金について、直接雇用している技能労働者にどのように支払っていますか。(〇は一つ)**

- | | |
|--|-----------|
| 1 割増分を全額支払っている | 5 その他(記述) |
| 2 割増分の一部を支払っている | |
| 3 割増分は支払っていない | |
| 4 そもそも割増分を支払う必要がない
(技能労働者がいない、時間外労働がないため) | |

***問 1-12 労働基準法改正により令和6年(2024年)4月から、時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを知っていますか。(〇は一つ)**

- | | | |
|-------------|----------------------|--------|
| 1 内容まで知っている | 2 聞いたことはあるが、内容はわからない | 3 知らない |
|-------------|----------------------|--------|

(問1-12で「1 内容まで知っている」を選択した方のみ回答)

***問 1-13 時間外労働の上限規制が実際に適用された場合、規制を遵守できると思いますか。(〇は一つ)**

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1 十分可能だと思う | 3 遵守するのは困難だと思う |
| 2 かなりの努力が必要だが、可能だと思う | 4 どちらともいえない |

***問 1-14 時間外労働の削減に向けて、貴社で実施している取組はありますか。(〇はいくつでも)**

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1 経営トップ等による定時退社等の呼びかけ | 6 特に実施している取組はない |
| 2 休日出勤や深夜残業の禁止・抑制 | 7 その他(記述) |
| 3 職員の意識改革 | |
| 4 業務の内容・分担・工程の見直し | |
| 5 取引先等外部への協力依頼 | |

***問 1-15 長時間労働や時間外労働の削減に向けて、貴社の発注企業が注意していると思われることは何ですか。(〇はいくつでも)**

- | | |
|--|-----------|
| 1 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図っている | 4 特になし |
| 2 発注内容の頻繁な変更を抑制している | 5 その他(記述) |
| 3 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図っている | |

問 1-16 時間外労働の上限規制に関するご意見、ご要望がございましたらご記入下さい。

■ 女性の就労環境の整備状況についてお尋ねします。

*問 1-17 貴社が関わる現場では、女性専用のトイレや更衣室、休憩室等の施設は設置されていますか。それぞれ記入して下さい。(それぞれ○は一つ)

設備名	ほとんどの現場で設置されている	半数の現場で整備されている	ほとんど整備されていない	現場に女性技能者がいないため不要	わからない、その他
女性専用トイレ	1	2	3	4	5
女性専用更衣室	1	2	3	4	5
女性専用休憩室	1	2	3	4	5

技能者の給与等について

問2 貴社の技能労働者の人数と給与について

***問2-1 貴社が直接雇用している技能労働者の人数、令和4年(2022年)9月分の給与支給額(平均)、平均年齢、給与総支給額の昨年9月からの増減を、技能労働者の立場ごとに記入して下さい。なお該当者がいない場合は、人数欄に「0」を記入して下さい。(およその数でも結構です)**

		人数	令和4年(2022年)9月分の給与の総支給額※1(一人平均)						平均年齢	給与増減					
全技能労働者	1)登録基幹技能者	人	1 150,000円未満	2 150,000～200,000円未満	3 200,000～250,000円未満	4 250,000～300,000円未満	5 300,000～350,000円未満	6 350,000～400,000円未満	7 400,000～450,000円未満	8 450,000～500,000円未満	9 500,000～550,000円未満	10 550,000～600,000円未満	11 600,000円以上	12 わからない	1 増加 2 横這い 3 減少
	2)職長 (登録基幹技能者を除く)	人	1 150,000円未満	2 150,000～200,000円未満	3 200,000～250,000円未満	4 250,000～300,000円未満	5 300,000～350,000円未満	6 350,000～400,000円未満	7 400,000～450,000円未満	8 450,000～500,000円未満	9 500,000～550,000円未満	10 550,000～600,000円未満	11 600,000円以上	12 わからない	1 増加 2 横這い 3 減少
	3)日本人技能労働者 (登録基幹技能者・職長を除く)	人	1 150,000円未満	2 150,000～200,000円未満	3 200,000～250,000円未満	4 250,000～300,000円未満	5 300,000～350,000円未満	6 350,000～400,000円未満	7 400,000～450,000円未満	8 450,000～500,000円未満	9 500,000～550,000円未満	10 550,000～600,000円未満	11 600,000円以上	12 わからない	1 増加 2 横這い 3 減少
	4)外国人技能実習生	人	1 150,000円未満	2 150,000～200,000円未満	3 200,000～250,000円未満	4 250,000～300,000円未満	5 300,000～350,000円未満	6 350,000～400,000円未満	7 400,000～450,000円未満	8 450,000～500,000円未満	9 500,000～550,000円未満	10 550,000～600,000円未満	11 600,000円以上	12 わからない	1 増加 2 横這い 3 減少
	5)外国人建設就労者 ※2	人	1 150,000円未満	2 150,000～200,000円未満	3 200,000～250,000円未満	4 250,000～300,000円未満	5 300,000～350,000円未満	6 350,000～400,000円未満	7 400,000～450,000円未満	8 450,000～500,000円未満	9 500,000～550,000円未満	10 550,000～600,000円未満	11 600,000円以上	12 わからない	1 増加 2 横這い 3 減少

※1 給与の総支給額は、基本給+諸手当①+割増賃金②の合計額です。

①諸手当には、家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、有給手当、精勤手当、休業手当などを含みます。ただし、賞与(ボーナス等)やその他の臨時の賃金等は含みません。

②割増賃金には、時間外割増賃金(超過勤務手当)、休日割増賃金、深夜割増賃金(夜勤手当)などを含みます。

※2 外国人建設就労者には、特定技能1号の資格者を含みます。

(問2-1で技能労働者の該当者がいる場合のみ回答)

***問2-2 貴社における、技能労働者に対する給与の支払い形態、及び年次有給休暇の平均取得日数をお答え下さい。**

技能労働者に対する給与の支払い形態 (〇はいくつでも)	1 月給(固定休) 2 日給月給 3 日給日払い	4 出来高払い 5 その他(記述:)
技能労働者における年次有給休暇の一人あたりの平均取得日数(直近年度) (〇は一つ)	1 4日以下 2 5～7日 3 8～9日	4 10～11日 5 12日以上

***問 2-3 貴社ではどのような退職金制度を利用していますか。(○はいくつでも)**

- 1 建設業退職金共済(建退共)制度
- 2 中小企業退職金共済(中退共)制度
- 3 自社独自の制度
- 4 生命保険等
- 5 いずれの制度も利用していない、制度がない

(問 2-3 で「1 建退共制度」を選択した方のみ回答)

***問 2-4 元請企業(または注文者である上位の下請企業)から建退共証紙ほどの程度交付されましたか。工事の種類ごとに、過去1年間における平均的な割合(技能労働者の就労日数から見た割合)を選択して下さい。(それぞれ○は一つ)**

工事の種類	100%	80%以上 100%未満	60%以上 80%未満	40%以上 60%未満	20%以上 40%未満	20%未満	0%	わからない、 該当工事なし等
国交省の直轄工事	1	2	3	4	5	6	7	8
地方公共団体等の公共工事	1	2	3	4	5	6	7	8
民間工事	1	2	3	4	5	6	7	8

***問 2-5 令和3年(2021年)3月以降、請け負った工事において、建退共制度の掛金充実に建設キャリアアップシステムの就業履歴データを活用できることを知っていますか。利用している場合は、その割合もお答え下さい。(○は一つ)**

- 1 知っていて、利用している(請け負っている工事の[]割程度で利用)
- 2 知っているが、利用していない
- 3 知らないし、利用していない

施工体制と技能者の適正な評価等について

問 3 貴社の施工体制について

***問 3-1 貴社の下請企業には、貴社への専属比率が5割を超える専属下請企業(個人事業者も含む)はありますか。(○は一つ)**

- 1 専属下請企業がある
- 2 専属下請企業はいない
- 3 わからない

(問 3-1 で「1 専属下請企業がある」を選択した方のみ回答)

***問 3-2 その専属下請企業における登録基幹技能者の有無や技能者の人数等を把握していますか。(○は一つ)**

- 1 概ね把握している
- 2 把握していない

(問 3-2 で「1 概ね把握している」を選択した方のみ回答)

***問 3-3 その専属下請企業のうち、建設キャリアアップシステム(CCUS)に登録している事業者および技能者の割合を教えてください。なお、申請中の場合も「登録」に含めてお答え下さい。(それぞれ○は一つ)**

CCUS の登録率	100%	80%以上 100%未満	60%以上 80%未満	40%以上 60%未満	20%以上 40%未満	20%未満	0%	わからない、 技能者はいない等
事業者登録の割合※1	1	2	3	4	5	6	7	8
技能者登録の割合※2	1	2	3	4	5	6	7	8

※ 1)CCUS に事業者登録している専属下請企業数÷専属下請企業数

2)CCUS に技能者登録している専属下請技能者数÷専属下請企業が雇用している技能者数

(問 3-1 で「1 専属下請企業がある」を選択した方のみ回答)

***問 3-4 専属下請企業を選定する際、重視する要件は何ですか。(○はいくつでも)**

- 1 工事实績等の信頼度
- 2 施工能力の高さ
- 3 請負金額の安さ
- 4 登録基幹技能者の有無
- 5 元請企業等の推薦
- 6 建設業許可の有無
- 7 社会保険等への加入状況
- 8 地理的近さ
- 9 長い取引関係
- 10 人的交流があること
- 11 その他(記述)

（貴社の概要で、最も多い請負階層が、「2 1次下請」、「3 2次下請」、「4 3次以下の下請」を選択した方のみ回答）

***問 3-5 特定の元請企業又は上位企業への専属比率（最も仕事をもらっている企業からの下請完工高が、総完工高に占める割合）はどの程度ですか。（〇は一つ）**

- | | | |
|---------------|---------------|----------------|
| 1 10%未満 | 3 30%以上 50%未満 | 5 70%以上 100%未満 |
| 2 10%以上 30%未満 | 4 50%以上 70%未満 | 6 100% |

▶問 4 は、自社で直接雇用している登録基幹技能者、職長、技能労働者のいずれかがいる方のみお答え下さい。

問 4 技能労働者などの能力評価と処遇について

***問 4-1 貴社の直接雇用している技能者の立場ごと（登録基幹技能者、職長、技能労働者）に、該当する状況をご回答ください。※直接雇用している職種のみ回答してください。**

	A 技能者間の賃金格差 ^{※1} (〇は一つ)	B 元請企業による評価、 特別な処遇の有無 ^{※2} (〇はいくつでも)	C 貴社での金銭的な処遇の有無 ^{※3} (〇はいくつでも)
a 登録基幹 技能者	1 賃金格差はつけていない 2 最大で 5%以下 3 最大で 5~10%程度 4 最大で 10~20%程度 5 最大で 20~30%程度 6 最大で 30%以上 7 年齢・経験年数が同じ 登録基幹技能者はいない	1 金銭的な処遇がある 2 表彰がある 3 優先発注につながる 4 発注単価に差がつく 5 その他、優遇がある 6 特になし	1 毎月、手当を支給している 2 賃金単価を増額している 3 資格取得時、一時金を支払っている 4 ボーナスに上乗せして支払っている 5 その他、金銭的な処遇がある 6 特になし
b 職長 (登録基幹技能者 を除く)	1 賃金格差はつけていない 2 最大で 5%以下 3 最大で 5~10%程度 4 最大で 10~20%程度 5 最大で 20~30%程度 6 最大で 30%以上 7 年齢・経験年数が同じ 職長はいない	1 金銭的な処遇がある 2 表彰がある 3 優先発注につながる 4 発注単価に差がつく 5 その他、優遇がある 6 特になし	1 毎月、手当を支給している 2 賃金単価を増額している 3 就任時、一時金を支払っている 4 ボーナスに上乗せして支払っている 5 その他、金銭的な処遇がある 6 特になし
c 技能労働者 (登録基幹技能者・ 職長を除く)	1 賃金格差はつけていない 2 最大で 5%以下 3 最大で 5~10%程度 4 最大で 10~20%程度 5 最大で 20~30%程度 6 最大で 30%以上 7 年齢・経験年数が同じ 技能労働者はいない	/	/

※1. 年齢・経験年数が同じ労働者間での賃金格差の有無、及びその程度

※2. 貴社が最も多くかかわっている元請企業による評価制度・特別な処遇の有無、及びその内容

※3. 貴社での金銭的な処遇の有無、及びその内容

（問4-1で「a 登録基幹技能者」「B 元請企業による評価、特別な処遇の有無」で「1. 金銭的な処遇がある」を選択した方のみ回答）

問 4-2 登録基幹技能者に対する手当等が高い元請企業名及びその支給額(上位 3 社まで)をご記入ください。

元請企業名			
支給額	円/日・月・年	円/日・月・年	円/日・月・年

問 4-3 登録基幹技能者制度に関するご意見、ご要望がございましたらご記入下さい。

インボイス制度について

問5 インボイス制度について

***問5-1 令和5年(2023年)10月から、消費税の仕入税額控除^{※1}の方式として、「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が導入されることを知っていますか。(○は一つ)**

※1 消費税を算出する際に課税売上上の消費税額から課税仕入の消費税額を差し引くこと。

- 1 内容まで知っている 2 聞いたことはあるが、内容はわからない 3 知らない

***問5-2 現在、貴社は、本則課税事業者、簡易課税事業者^{※1}、免税事業者^{※2}のいずれに該当しますか。(○は一つ)**

※1 課税売上高が5,000万円以下で簡易課税を選択している事業者。

※2 課税売上高が1,000万円以下で課税事業者を選択していない事業者。

上記以外の方は本則課税事業者となります。

- 1 本則課税事業者 2 簡易課税事業者 3 免税事業者

(問5-2で「1 本則課税事業者」「2 簡易課税事業者」を選択した方のみ回答)

***問5-3 この一年間で貴社が取引を行った事業者の中で、建設工事に係わる事業者数、またそのうち免税事業者が占める割合をお答え下さい。(○は一つ)**

建設工事に係わる事業者数	うち免税事業者の割合
者	1 ほとんどが免税事業者である(8割以上)
	2 半数以上が免税事業者である(5-7割程度)
	3 一部が免税事業者である(2-4割程度)
	4 わずかだが免税事業者がいる(1割以下)
	5 取引を行っている免税事業者はいない
	6 わからない

(問5-3で「1 ほとんどが免税事業者である」「2 半数以上が免税事業者である」「3 一部が免税事業者である」「4 わずかだが免税事業者がいる」を選択した方のみ回答)

***問5-4 貴社は、インボイス制度の導入にあたり、免税事業者(一人親方を除く)との取引はどのようにする方針ですか。(○は一つ)**

- 1 課税事業者へ転換してもらって取引を続ける 5 その他(記述)
- 2 免税事業者のまま取引を続ける
- 3 取引をやめる
- 4 まだわからない

(問5-3で「1 ほとんどが免税事業者である」「2 半数以上が免税事業者である」「3 一部が免税事業者である」「4 わずかだが免税事業者がいる」を選択した方のみ回答)

***問5-5 免税事業者のうち、一人親方との取引はどのようにする方針ですか。(○は一つ)**

- 1 課税事業者へ転換してもらって取引を続ける 5 まだわからない
- 2 免税事業者のまま取引を続ける 6 その他(記述)
- 3 社員として雇用する
- 4 取引をやめる

(問5-4で「2 免税事業者のまま取引を続ける」、問5-5で「2 免税事業者のまま取引を続ける」いずれかを選択した方のみ回答)

***問5-6 免税事業者のまま取引を続ける場合、取引価格はどのように設定しますか。(○は一つ)**

- 1 従来通りの価格で取引する 3 その他(記述)
- (仕入控除できない消費税相当額は自社が負担)
- 2 消費税相当額を値引いた価格で取引する

(問5-2で、「3 免税事業者」を選択した方のみ回答)

***問5-7 貴社は、インボイス制度導入にあたり、課税事業者になることを検討しますか。(○は一つ)**

- 1 検討する 2 検討しない 3 まだわからない

ご質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

P1「所属団体名」設問の選択肢

- 1 (一社)建築開口部協会
- 2 (一社)消防施設工事協会
- 3 全国圧接業協同組合連合会
- 4 全国管工事業協同組合連合会
- 5 (一社)全国圧入協会
- 6 (一社)全国基礎工事業団体連合会
- 7 (一社)全国クレーン建設業協会
- 8 (一社)全国建設室内工事業協会
- 9 (一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
- 10 (一社)全国タイル業協会
- 11 (公社)全国鉄筋工事業協会
- 12 (一社)全国道路標識・標示業協会
- 13 (一社)全国防水工事業協会
- 14 全国マスチック事業協同組合連合会
- 15 ダイヤモンド工事業協同組合
- 16 (一社)日本アンカー協会
- 17 (一社)日本ウレタン断熱協会
- 18 日本外壁仕上業協同組合連合会
- 19 (一社)日本機械土工協会
- 20 (一社)日本基礎建設協会
- 21 日本金属工事業協同組合
- 22 日本建設インテリア事業協同組合連合会
- 23 (一社)日本建設躯体工事業団体連合会
- 24 (一社)日本型枠工事業協会
- 25 (一社)日本建築板金協会
- 26 (一社)日本左官業組合連合会
- 27 日本室内装飾事業協同組合連合会
- 28 (一社)日本シャッター・ドア協会
- 29 (一社)日本造園組合連合会
- 30 (一社)日本造園建設業協会
- 31 (一社)日本タイル煉瓦工事工業会
- 32 (一社)日本塗装工業会
- 33 (一社)日本鳶工業連合会
- 34 (一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会
- 35 その他 ※「35. その他」を選択した場合は団体名を必ず記入して下さい